

教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善を求める意見書

将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」を実現させるためには、「令和の日本型学校教育」の実現が不可欠である。とりわけ、教師は我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて重要な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である。

質の高い教師を確保するためにも、教師が専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められている。

先般、小学校高学年の教科担任制の1年前倒しでの実施や全ての小・中学校への教員業務支援員の配置等が図られたことは評価するものの、更なる指導・運営体制の充実や処遇改善を進めていくことも不可欠である。

よって、国におかれては、これらの教師を取り巻く環境整備について、中央教育審議会の特別部会等での審議を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

1. 教育の質の向上や勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充や中学校の35人学級の実現、小中学校におけるいじめ・不登校生徒支援及び保護者対応のための生徒指導担当教師の配置拡充をはじめ教職員定数の改善、専門職員や支援スタッフの配置充実等を図ること。
2. 優れた人材を確保するため、人材確保法に基づく給与改善当時の教師の優遇分を超える処遇の確保に向けて、本年度中に給特法改正案を提出し、教師の処遇の抜本的な改善を図ること。
3. 不登校対策やいじめ問題、特別支援教育などに対して、学校全体の取組に中核的な役割を果たしている教師や、子供や保護者等にきめ細かく対応する学級担任など、職責や負担に応じた処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和6年6月27日可決)

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
内閣官房長官 殿

あて